

原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）を修正しましたので、同条第3項に基づき、その修正の要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正年月日

令和5年4月1日

2. 修正理由

- (1) EALの設定を見直し、その一部を解除するため
- (2) 茨城県からの事務連絡に基づき、通報経路の一部を廃止するため
- (3) 連絡先の改組による部署名の変更によるもの
- (4) 原子力防災管理者の代行順位を見直した結果、その順位を変更するため

3. 主要な修正事項

- 3. 1 別表8-2に掲げるEALの設定（SE52：所内外通信連絡機能の全ての喪失）の削除
別表8-2に掲げるEALの設定のうちSE52（所内外通信連絡機能の全ての喪失）を削除する。
- 3. 2 別図3-3～図3-6の通報経路における通報先（消防庁）の削除
別図3-3～図3-6の通報経路における通報先のうち消防庁を削除する。
- 3. 3 別図3-2～図3-6の通報経路における通報先（国土交通省、日立市）の変更
別図3-2～図3-6の通報経路における通報先のうち国土交通省自動車局および日立市を変更する。
- 3. 4 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位の修正
副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位を見直したため、修正する。

以上